

判決年月日	平成29年10月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(行ケ)10231号		
<p>○ 名称を「ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造」とする発明について、同発明は、引用発明1及び引用発明2に基づき、又は、引用発明3及び周知慣用技術に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない、などとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第4304544号、無効2015-800122号

### 判 決 要 旨

名称を「ピストン式圧縮機における冷媒吸入構造」とする発明に係る被告の特許について、原告から特許無効審判請求がされ、被告は訂正請求をした。特許庁は、訂正を認めた上、訂正後の本件発明は、引用発明1及び引用発明2に基づき、又は、引用発明3及び周知慣用技術に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない、などとして不成立審決をした。原告は、審決取消請求訴訟を提起したが、本判決は、以下のとおり判断するなどして、原告の請求を棄却した。

#### (1) 引用発明1に基づく進歩性判断

引用発明1において回転軸の外面に凹部などの反力付与構造が設けられたことは、製造コスト低減という課題の解決手段として滑り軸受を採用するための必須の構成であるということが出来る。そうすると、回転軸の外面に凹部などの反力付与構造39を設けることを必須の構成として有する引用発明1に、溝部25bを除く回転弁22の外周面の形状が特定されていない引用発明2を適用しても、「前記ロータリバルブの外周面は、前記導入通路の出口を除いて円筒形状」とされる本件発明の構成には至らないというべきである。

また、引用発明1に引用発明2を適用しても、吸入通路を有する回転弁が、回転軸の両端部に配置されるにとどまり、回転弁の各吸入通路が、回転軸内に形成された通路を介して連通されることはない。そして、引用発明2は、回転弁22に駆動軸6の後端から冷媒が吸入されるものであるから、引用発明1に引用発明2を適用した場合、回転弁の各吸入通路には回転軸の各端部から冷媒が吸入される構成となる。したがって、引用発明1に引用発明2を適用しても、「前記ロータリバルブの各導入通路は前記回転軸内に形成された通路を介して連通し」という本件発明の構成には至らないというべきである。

以上によれば、本件発明は、引用発明1及び引用発明2に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない。

#### (2) 引用発明3に基づく進歩性判断

引用発明3において、ラジアル軸受手段として「滑り軸受35及び36」を有するジャーナル軸受が採用されたのは、クリアランスを極めて小さくするという課題の解決手段と

して必須の構成であるということが出来る。そうすると、ラジアル軸受手段として「滑り軸受 35 及び 36」を有するジャーナル軸受を採用することを必須の構成とする引用発明 3 に、「滑り軸受 35 及び 36」を有しない構成である、「回転軸をシリンダブロックにより直接支持する構成」である技術を適用することは、引用発明 3 の必須の構成を無くすことになるから、動機付けを欠くというべきである。

また、スラスト軸受手段として径の異なる環状の突条を当接させるという技術は、冷媒等の流体が漏洩する可能性を高めるものであって、引用発明 3 が解決しようとする課題に反するものであるから、仮にこれが周知技術であったとしても、当業者は、引用発明 3 にこのような技術を適用しようとは考えないというべきである。

以上によれば、本件発明は、引用発明 3 及び周知慣用技術に基づき、当業者が容易に発明をすることができたものということとはできない。